

けないという法をつくったわけですね。イタリアでは、そのために受精させることのできる胚は3個までにしたわけで、卵の段階なら捨ててもいい。それは非常にわかりやすいロジカルな話で、私はその話というのは、いい悪いは別としまして、理解はできる話だと思うのですが、一たんできて胚となっているものが凍結されて存在しているところで、町野先生のおっしゃる違いというのがいまひとつ理解できないのですが。

【町野委員】　それが理解できないという人はおられるとは思いますが、先ほども中辻先生がおっしゃいましたとおり、結局、問題は、ヒトの胚というのは生命である、受精胚は人の生命である、それを研究目的で滅失できるかということからスタートしているわけです。それが絶対だめだということになると、先ほどのような問題になる。イタリアのようにするか、単純にそのまま置いておけという話になるか、どちらかわかりませんが、そういうことになります。しかし、そのときに、研究目的である場合には認めようという話になったわけです。そうして、じゃあどういうときに認めるかということ、最初から廃棄が予定されていて、もうそれが決まったものについてだけ認めよう。なぜかということ、そうしないと、研究目的でわざわざ受精胚をつくるということが出てくるからだということです。そのために、一たん廃棄が決定されたものについてだけ、ある範囲で研究目的でそれを認めようという議論です。その限りでは私は極めてわかりやすい議論だと思います。ただやはり、今のところで、受精胚が人の生命だと言いながらその廃棄を認めるのはおかしいという理屈をとるならば、それはそれで1つの理屈ですけれども、そっちもわかりやすいですけれども、こちらも同様にわかりやすいなと私は思いますけれども。

【笹月主査】　もしそうだとしますと、ご主人が亡くなって、もう破棄することが決まっている胚を研究に用いてということになって、生命の萌芽とかいうこととはまた別の視点で、要するに、例えば血液でもDNAでもそれを提供した人が亡くなった後、それを使ってよろしいかということ、ほとんどそれは同じ議論として検討することが私は必要なんじゃないかと思いますが。

【町野委員】　どういことですか。

【笹月主査】　要するに、破棄が決まったもの、もう利用しない胚というものは、インフォームド・コンセントのもとに、この研究には利用していただろうということですよ。ところが、夫婦でご主人が亡くなったというものについてはだめかどうかということの検討のときには、その残されたものがDNAであるか、あるいはリンパ球であるか、受精胚であるかということの差があるのかどうかというのが私の疑問です。

【町野委員】 受精胚であるということに差はないと思います。

【笹月主査】 そうすると、例えば臨床研究指針なんかによると、さっき加藤委員が言われたように、本人が亡くなった場合に、それはもう使ってはいけませんというふうにはなっていないと思うのですが、いかがですか、その倫理指針では。

【町野委員】 臨床研究の倫理指針は、ヒト胚についてのものではないのです。

【笹月主査】 いや、だから、さっき私が言ったように、胚とかリンパ球とかDNAとかを区別するのかどうかと私がさっき質問したら、いや、する必要はないとおっしゃったので。

【町野委員】 受精胚とそれとは区別はしなきゃいけないと申し上げたつもりです。受精胚という点で区別がないから同じルールに従えということなのです。廃棄が決定されたら、もうそれは物になったということだとお考えになっているのかもしれませんが、それはそうではないのです。やはり依然として受精胚です。

【笹月主査】 もう1つは、ES細胞の研究のときには、やたらにそれをたくさんつくる必要はないわけでしょう。利用できるESがあればそれでいいわけですよ。だから、そんなにたくさん受精胚というものを要求しないわけですよ、一たん確立されれば。ところが、この生殖補助医療というのは、その都度受精胚をつくらなければいけない。その都度、自分の研究に必要な新しい受精胚を手にしなければいけない。そうすると、そういう破棄されることが決まっているようなものも利用していいじゃないかという要求は当然出てくると思うのです。だからそこは、いわゆるESにおける胚の話とここにおける胚の話は違うと思うのです。

【町野委員】 私は、胚の性質は変わらないだろうと思いますけれどもね。

【笹月主査】 もちろんそうだと思います。

【町野委員】 笹月先生がおっしゃられたのは、受精胚の研究のほうについては、もうちょっと受精胚が必要だと。だから、もうちょっと間口を広くしよう、そういうことですよ。そのように理解してよろしいですか。

【笹月主査】 そうです。そういう視点が違うんじゃないかということです。

【町野委員】 ええ、ですから、胚としての性質による相違じゃなくて、研究の必要性が違う、それは理解できます。もしそのような判断でしたら、そういうことはあり得るだろうと思いますが、それがESの時の考え方を変更する理由となりうるかは、議論の必要があります。

【位田委員】 出発点は、生命科学技術会議時代の生命倫理委員会のヒト胚に関する報告書だと思うのですが、あれはヒト胚というのは人の生命の萌芽であるという位置づけをして、町野委員がおっしゃったように、ヒト胚というのは生命だという位置づけをして、その生命は、夫と妻と両方から来てでき上がる存在である。それは生命の萌芽だから、それを研究目的でつくり出してはいけない。例えば、生殖補助医療で体外受精ででき上がった場合に、使わない胚は当然廃棄するということが前提なのですね。それは、ESだから、ESに使うからという話ではなくて、基本的にそういうことで、ヒト胚については取り扱ってきた。しかし例外があり得て、人の生命の萌芽だけれども、廃棄することが決まっている場合には、それを使って難病の治療に使うことはできるでしょう。それがESの話ですよ。生殖補助医療も、難病ではないかもしれないけれども、そういうラインで例外として今回認める。そのときにやはり考えられたのは、ESだから夫婦両方の同意が要するという話ではなくて、受精胚というのは夫婦でつくったものだから、当然、夫婦両方の同意が要ります、そういうことで話が始まっているので、廃棄していいとか悪いとかという話ではないんですよ。この場合に、夫婦両方の同意がないのに、研究に必要だからといって使っていいのかということが問題で、少なくとも、これまでの生命倫理委員会、それから文科省になってからのさまざまな委員会での議論は、必要性があるから、片方の同意だけでいいというような議論はしてこなかった。もし、片方の同意だけでいいのだということであれば、それを理由づける合理的な理由というのを明らかにしないと、単にESは残るからとか、もしくは生殖補助医療は捨ててしまうとかという話では終わらないと思うのです。

【加藤委員】 今の位田先生のお話、よくわかりました。だから、この委員会で、ES細胞について決めた決定を、今、変更しないほうがいいんじゃないかと。ここで少しずつ変更していきますと、それこそスリッパリー・スロープ・アーギュメントで、どこまで変更するかわかりませんから、ともかく、前に決めたことを、多少不満や不合理があると思われても、それを踏襲する必要はあるんじゃないかと思います。

【位田委員】 私は特に不合理性はないと思いますが、基本的に町野委員と一緒に、ヒトの受精胚の取り扱いについては、受精胚であるということに関しては同じなので、なぜ必要性があるからこっちは片方でよくて、ESだったら両方でいいかというのは、私は納得できるようなご説明を聞いたとは思っていない。

【笹月主査】 というよりも、そこの視点じゃなくて、私がもう1つ言いたいのは、亡

なくなった人、片一方でいいというと、2人いて片一方が反対しているというような印象を与えますけれども、そうじゃなくて、片一方が亡くなってしまった、そうすると、もうとりようがない、その場合にどう考えるのか。もう少しジェネラルにして、そこで臨床研究での例はどうなっているのかをちょっと参考にして、それでも受精胚でなくても、例えばDNAとかリンパ球であっても、本人が亡くなったものについては使えないと言っているのかとか、それを知りたいのですが。

【長野安全対策官】 臨床研究に関する倫理指針、それから幹細胞を用いた臨床研究に関する指針、これはどちらも厚生労働省の指針ではございますが、どちらについても、一応、死亡した方の細胞、組織等について利用できることにはなっております。

【位田委員】 死んだ人のですか。受精胚ではないですね。

【長野安全対策官】 ええ、受精胚ではないです。

【後藤委員】 私も受精胚については、やはり両親というか、両方のインフォームド・コンセントがあったときのみ使うということのほうがいいんじゃないかと思います。それから、一方が亡くなった場合はということになりますと、今度は離婚したらどうだということにもなりますし、だんだん拡大していくということもありますし、受精胚がそういう両親を持つという機会は少ないと思いますし、そういう提供される機会というのは。だからやはり両方のインフォームド・コンセントがあったときのみ使うということのほうがいいと思います。

【笹月主査】 いかがですか。

そうすると、今度はもっと突き詰めると、受精胚だから一方が亡くなっているともう使えませんよという、そこがそうなのかなという疑問が。

【中辻委員】 もう一回整理すると、受精胚というのは生命の萌芽ですね。それを廃棄することに関しては、一方が亡くなれば、一方の意思だけで決められるというルールですであるわけです。

【位田委員】 関係ない、それは関係ない。

【中辻委員】 でも、研究に使うことに関しては廃棄とは異なって、必ず両方の同意が必要という根拠はあるのでしょうか。

【笹月主査】 なぜ受精胚だと亡くなった人のものが使えないのか、生存者はイエスと言っている。本人が出したリンパ球、DNAというふうなものは本人が亡くなった場合には、もうしようがない、インフォームド・コンセントをまた取り直したりできないから、

それは使ってよろしいと。ところが受精胚だと、残っている生存者はイエスと言っているのに亡くなっている人がいるのもうだめですということが、何か1つちょっとぴんとこない、腑に落ちないですけどもね。

【位田委員】 いや、そこはもうESの議論をしたときにさんざんやりとりをしたのですが……。

【笹月主査】 だから、どういう理由ですか。

【位田委員】 受精胚と体細胞は違う、もしくはES細胞と体細胞は違うという取り扱いで……。

【笹月主査】 ええ、もちろん違いますけれども、なぜ違うからだめかということ。

【位田委員】 だから、それは受精胚が人の生命の萌芽であるから、単なる体細胞とは違う地位が与えられている、そういう理由づけですよ。

【笹月主査】 だから、インフォームド・コンセント云々にそれがどう影響を及ぼすか。

【位田委員】 それは2人の精子と卵子によってつくられた生命の萌芽であるので、両方の要素が入っている以上は両方の同意が必要だと。

【笹月主査】 いや、それだったら、本人が出した、まさに本人そのものが出したDNA、リンパ球は亡くなくても使えるのに、本人の同意がない……。

【位田委員】 ですからそれは受精胚ではなくて、単なる人の細胞であるという取り扱いですよ。

【笹月主査】 それはへ理屈にしか聞こえないですね。

【中辻委員】 具体的に問題点が生じていて、例えば不妊治療を始めるときに、患者さんとクリニックが話し合っ、不妊治療で使わなくなったものに関しては廃棄するときに研究に使ってもらって結構ですという同意書を夫婦両方が署名していたときにはどうなるんでしょう。

【吉村委員】 我々の意見としては、どちらかという位田先生と町野先生に近いのですよ。それはどうしてかと申しますと、胚というのは両方からできているのです。その胚を使うときに、例えば一方の方が亡くなりますと、これは婚姻関係が切れてしまうのですね。当然ですね、亡くなるわけですから。そうすると、同意が得られない。それは要するに、生前同意ではそういったものを使用できないというのを原則に我々は今まではしていたのです。要するに、以前に同意があったから。そうなりますと、生殖医療ってすべてそういうことがいろいろな大きな問題点になってくるのです。それを許してしまいますと、

例えば、精子がどこかに凍結してある。奥さんがその精子を使いたい。でもそのご主人が亡くなってしまった。黙ってそれを持ってきて体外受精をして子供をつくるといったようなことまで拡大解釈がされてしまう。我々としては、死んだときにはその人の同意はとれないので、そういったものは一切使わないほうが安全であるという考え方からこういったことになっているのです。例えば、いや、死後の人の同意はとれないのだけれども、もう1人の方の同意があるんだから、どうせ廃棄することを決めたんだから、それは使ってもよろしいという判断でもおかしくはないとは思いますが、今までは、産婦人科学会はそのようなスタンスで、死後の同意はとれないので、そういったものはあえて使うのはやめましょうと。それはどうしてかと申しますと、胚というのは、未受精卵に比べると比較的使えるものが今まではあったので、あまり大きな問題点にはならなかったといった経緯がございます。ですから、今、ご議論されて、いや、研究には使っていていいということであれば、私たちとしてもそういったものは使いたいとは思っています。

【笹月主査】 前半のところは医療ですから、その精子を使って妊娠しようというのは、だから、それはそうなんでしょうけれども、これは研究ですので、先生おっしゃるように、先生がきちんと切り分けられたように、ちょっと違うと思いますよね。

ちょっとこれは次回へ送りましょう。要するに、終わらないと思いますね。済みません、先へ進ませてください。終わらないというのは、私がどうも納得できないので。

【加藤委員】 ちょっと何か文章か何か書いてもらったほうがいいんじゃないかとは思いますが、後でゆっくり読むのに。

【木下委員】 私は、先生のおっしゃったことが極めて合理的だと思っております。吉村先生が言われたのはあくまで医療でして、死後というのは本来廃棄すべきものであるというわけですから、これは医療とは全く関係ない話なのであって、研究でありますから、そこで、それを使ってはいけない理由は全くない話だと思います。あまり複雑にしなければ、そう難しいことはないと思います。

【笹月主査】 ありがとうございます。それでは、これはちょっとペンディングといえますか、あとにさせていただいて、(2)胚の作成に用いる精子についての入手の方法というところに行きたいと思えます。生殖補助医療で不要になったものの提供、生殖補助医療において利用されなかった精子、それから凍結保存されていた精子のうち不要となったもの、これらについては、適切なインフォームド・コンセントのもとに提供を受けるということではいかがでしょうかということではありますが、どなたかご意見ありますか。

このインフォームド・コンセントの中身とかとり方というのは、またインフォームド・コンセントのところで議論するとして、プリンシプルとしてこれはよろしいでしょうか。何かコメントあれば出してください。

【加藤委員】 この、「精子保存目的で凍結保存されていた」って、これはどういう意味なのですか。何か無意味なというか、よくわからない。「精子保存目的で凍結保存されていた精子」という言い方。

【笹月主査】 ああ、言い方ですか。「精子保存目的で凍結されていた」でしょうね。

【石原委員】 これは例えば悪性腫瘍の患者さんで抗がん剤をたくさん使わなきゃいけないとか、放射線をかける場合に、その前に精子を保存しておいて治療するという場合を想定しているんだと思います。

【加藤委員】 いや、この表現が何かむだな言葉のような気がするのですけれども。

【笹月主査】 保存というのが要らないんじゃないかという。

【加藤委員】 だから、「凍結保存されていた精子」と書いても同じことになりませんか。

【石原委員】 同じことです。おっしゃるとおりです。

【笹月主査】 これはよろしいですか。特にご意見ございませんでしょうか。では、もし何かお気づきの点があれば、また後で。

その次の2ページ、手術などで摘出された精巣または精巣切片からの提供。それから、他の疾患の治療のため精子を保存する目的で摘出・保存されていた精巣または精巣切片のうちで不要になったもの。これらは適切なインフォームド・コンセントを受けて提供を受けることとしてよろしいかということですが、いかがですか。これも特段問題はございませんか。——よろしいですか。

それから外来検査受診の後、不要となったもの。——これもよろしいですか。

それでは、次に、4) 生殖補助医療目的で採取された精子の一部利用についてはいかがですかということですが、これは初めから、生殖補助医療を目的に精子をとります、そのときに、一部は研究に使わせてくださいということを説明して、適切なインフォームド・コンセントをとればそれでよろしいかということですが、いかがでしょうか。

【中辻委員】 想像では多分、精子の場合には、こういう場合に大過剰を入手できるという場合があると思うのですね。それは病気の治療のためですけれども、そういう場合にそれを利用するというのは極めて合理的だという気がするのです。

もう1つ、ほかにも何回も出てくるのですけれども……あ、ここはそれで結構です。

【笹月主査】 よろしいでしょうか、これは。特に問題はなさそうですが。

それから、無償ボランティアの提供……。

【町野委員】 ちょっとよろしいですか。先ほど、事務局の方が下線を引いたところはしっかり議論してもらいたいということ言われていたので、これでいいんですか。

【長野安全対策官】 1点確認させていただきたいのですが、精子側、男性側のほうに全く問題がない状態で、精子を生殖補助医療の中でとられて、それを一部利用するという場合と、そうではなくて、精子のほうに何らかの問題がある場合で生殖補助医療で採取したときに、一部利用ということはどう考えるかというのは若干違うかと思うのです。例えば精子の数が少ない場合、そこについては特段の配慮か何かということについてあるかということもご議論いただければと思います。

【笹月主査】 ですけれども、それは生殖補助医療がもちろん最優先でありますので、それに使う量がとれてないのに研究に回せなんていうことはあり得ないですよ。

【加藤委員】 これは初めから、生殖医療目的で採取された精子のうち、生殖医療目的に障害のない限りで一部利用していいかという、そういう趣旨ですよ。

【笹月主査】 そうですね。

【加藤委員】 だから、医療目的に障害のない限りでという言葉を入れたほうがわかりやすいんじゃないかと思うのですが。

【笹月主査】 そうですね。

よろしいですか、それで。

それでは、5) 無償ボランティアからの提供ということで。

【中辻委員】 この部分の表現で、多分、クローン胚のときに議論されていたのでしょけれども、自発的な提供の申し出がある場合というのが、具体的にどういうことを想定しているか。唯一合理的に考えると、例えば、診療室とか患者さんの待合室に、何か治験のボランティア募集みたいなものが張ってあって、それを見た患者さんが、じゃあ自分はいいよと自発的に申し出ることなのかなど。つまり、自発的ということが、どこまでそういうチャンスを増やすようにできるのかというのがよくわからないですね。あとずっと出てきて、ここのところは実はあまり問題ないと思うのです、精子だから。ほかのところはちょっと問題が出てくるけれども。

【笹月主査】 これも例えば、献血あるいは骨髄移植のためのボランティアを募るようなポスターがありますね。何かそんな形、ほんとうに一生懸命やろうとすれば何かそういう

う広報活動ということになるかと思えます。

【中辻委員】　ですから、多分、この場合は、実は私は自発的じゃなくてもいいような気もするのですが、提供を受ける立場の臨床医の人は、提供してくださいと言ってはだめなわけですよね、自発的という場合には。でも、ポスターを待合室に張っておくということがどこまでそれが許容されるようなことを想定された意味として自発的な申し出がある場合というふうに議論しているのが少しわからなくて、はっきりする必要があると思うのです。

【笹月主査】　そういう献血を促すような、あるいは骨髄のボランティアを募るようなポスターがありますね、ああいう形の何か広報があったときに、それを見て申し出てきた人が、まさに自発的なボランティアですよね。あと、今度は、そうじゃなくて、こちらからお願いしますということがもう一ついいのかどうかということが次の問題かと思うのですが、自発的なのというところはボランティアでよろしいということは、そこはいいですか。

【加藤委員】　ちょっと質問なのですがけれども、研究目的で、例えば、何々人の精子を提供してくださいとか、身長が2メートル以上の人の精子を提供してくださいとか、血液型が何とかの人の精子を提供してくださいとか、そういうふうに何か特別な条件をつけて精子の提供を求めたいという、そういう要望は研究所はあるのでしょうか。

【星委員】　ないわけではありません。私自身の昔の研究成果に照らしてみても、受精能の獲得過程について日本人と欧米人の精子では随分と異なっているとの印象があるものですから、おそらく特定の集団の精子を使って研究したいという要望は存在すると思います。

【安達委員】　4)に含まれるのかもしれないのですが、これはずっとここまでは生殖補助医療というのは夫婦間のことを想定していると思うのですがけれども、例えば、非配偶者間人工授精で提供してもらったような精子は、多分、何回か使った後はもう使わないという規定ができていると思うのです。そうすると、廃棄をする。非配偶者間人工授精で提供していただいたような、何人かの女性に使った後という形になるのかもしれませんが、凍結していたものを廃棄することがあると思うのです。そういうものもこの4)に含むと考えるとよろしいのでしょうか。拡大解釈すれば、生殖補助医療目的で採取された精子の一部利用ですから、この中に入るのかなとも思うのですがけれども。

【笹月主査】　これはいかがでしょう。今のような特殊な例も確かにあろうかと思えますが、これも適切なインフォームド・コンセントがとってあればよろしいのかどうかとい

うことでしょうか。いかがでしょうか。

【吉村委員】 それは初めから術前にとることは不可能だと思うのですね。それはどうしてかと申しますと、AIDのケースをいったら、その場合には、当然のことながら治療に使う目的で、研究に使うことを想定していません。ですから、たまたま10人が生まれてしまった。今は凍結してありますから、すべてが凍結精子を使っていますから、当然、余る場合があるのですけれども、そういった場合はみんな廃棄しているのです。ですから、それはその後に同意をとるしかないですね。ですから、初めは、初めから研究に使うこともあるかもしれませんがとってわざわざ我々はしておりませんので、それは後からということになります。

それから、この4)は、後からということのほうが多いと思いますね。要するに、生殖補助医療で使って、それはもう全くこれ以上は使う必要がなくなったといった場合に、凍結精子は比較的簡単にできますから、そういったときに研究に使わせていただきたいというようなインフォームド・コンセントのとり方になるのがほとんどだと思います。初めから生殖補助医療に使うので一部の精子を使わせていただけますかなんて言う必要もないし、そんなに精子は困らないですから。精液検査に来られる人の一部は、検査したらもう使わない、捨てるわけですから、そういったものがいっぱいありますから、そんなに厳密にならなくてもいいような感じはいたしますね。ですから、4)はみんな医療が終わった後ということでもいいと思いますね。

【町野委員】 4)のところでちょっと気になったのですけれども、この2ページの4)のところと、6ページの3)ですね。6ページのほうは未受精卵の提供ですね。これとパラレルなお考えなのですか。私は、未受精卵の場合のエッグシェアリングの問題と同じようにこっちを考えているというぐあいに私は受け取ったのですけれども、そのおつもりだとするなら、今、吉村先生のご理解とはかなり違いますよね。ですから、これはやっぱりはっきりはさせる必要がやはりあるでしょうね、これだけで書いちゃうのじゃなくて。つまり、エッグシェアリングと同じ場合だとすると、余計に最初からもらうという前提でやって、それでその人からもらうということなのですから、それをする必要がないと言われるなら、それははっきりとやはり書くべきだろうと思います。そして、後の方の6ページのほうの3)のほうは、また別の書き方をすることにならざるを得ないと思いますけれども。

【長野安全対策官】 事務局としまして、ここでの整理の仕方は、2ページの4)は、

あらかじめ一部利用ということでもいいですかということインフォームド・コンセントをとるということでしたので、ですから、今、吉村委員がおっしゃったような、後で不要となったものという整理は、ここの中では1ページ目の下のほうに書いてあります1)の①というふうに整理させていただいておりましたので、ちょっとここはまた精査させていただいてもいいかと思えますけれども。

【笹月主査】 吉村委員のお話に戻りますが、これは生殖補助医療ということでインフォームド・コンセントを最初にとられるわけですね。そうすると、そのときに、また後で取り直すよりも、そのときに、その一部は、もちろん余剰、生殖補助医療に使った残りのものは研究に使わせてくださいということを初めから言っておいたほうが我々から見ると簡単じゃないかなと思えますけれども、そうでもないのですか。

【吉村委員】 あまり精子に関してそういうことは、私は卵子と違いまして必要はないような感じがしますけれども。生殖補助医療で余ったものを使うという、それは保存してあって、例えばもうほんとうに要らなくなって、そういったものを使うというケースのためだけで私はよろしいのではないか。あえて初めから医療をするときに、研究に使うこともありますなんて、私は精子に関してはそれをとる必要はないと思えます。卵子に関しては私はあるかもしれませぬけれども。

【笹月主査】 その場合に使うということのインフォームド・コンセントはいつとることになるのですか、その検査の場合に。

【吉村委員】 それは終わってからとることになります。例えば、凍結保存されますかということも聞きますし、検査というのは何回も来られますから、例えばそれを凍結保存しておくこともあります。それを将来的に医療に使うということになるのですけれども、それは終わってから、もう子供さんができてしまっても必要ないということはもちろんできてくるわけですし、それから先ほど言われたA I Dの場合もあります。A I Dの場合に、初めから研究にも使わせていただくことがありますなんて言っただけは、普通はとれないですね。

【星委員】 私も1)で十分だと思いますけれども。

【笹月主査】 どれですか。

【星委員】 (2)の1)で十分じゃないかと思えますけれども。4)は要らないような気が。

【吉村委員】 もし事務局がお考えになっているようなことであるならば、私はいいの

ではないかというふうに思います。1) だけで精子は十分ではないかと。

【笹月主査】 わかりました。現実の問題として、もうこれで十分、必要な量が手に入りますという、そういうことですね。いかがですか。

【吉村委員】 こういったプロジェクトを組んだときには、例えば3) みたいな外来検査受診の際、不要となった、こういう場合には、たくさんのいろいろなパターンの精子を集めたいというときには、外来検査のときに、同時にインフォームド・コンセントをとります。それはそのインフォームド・コンセントのとり方というところでお話をされればいいと。検査のものを使いたいというときには、そのときにインフォームド・コンセントはとりますから。

【笹月主査】 例えば1) でよろしいという場合には、それはもう凍結精子ということになりますよね。そうじゃなくて、フレッシュな精子を使いたいというような場合には…

…。
【吉村委員】 フレッシュな精子を使いたいという場合には、外来検査の場合を用いることのほうが多いです。

【笹月主査】 ただ、その外来検査を受けるという人は、そもそも何か不妊、まあ、相手が不妊の場合もある……。

【吉村委員】 不妊症の場合は、前提が、ご主人が正常であっても何であっても精液検査はいたしますので、精液に関して材料に困るということは、私たちの経験としてはありません。

【笹月主査】 わかりました。ということでございますが、いかがですか。フレッシュなものも手に入るということですね。もし何か後でお気づきの点があればとして、ここは、じゃあそういうことでいきたいと思います。

それから、無償ボランティアからの提供で、ほんとうに自発的意思の場合と、依頼をしてもよろしいかというのはいかがですか。

【星委員】 精子の研究をする場合には、やはり依頼して使いたいというのが結構ありますので、依頼してというのは必要だと思いますけれども。

【笹月主査】 その依頼してというのは。

【星委員】 無償はもちろん大切ですが、精子の性質についてはかなりの個人差があるものですから、特定の精子を使ってもう少しこの実験を続けたいということがあります。特定のボランティアに複数回協力をお願いすることは必要であろうと思います。